

NEWS

吉村敏男県議会活動報告
Vol.42

風を通そう!

吉村敏男

福岡県議会議員
〔飯塚市・嘉穂郡(桂川町)選挙区〕

よしぞらとしよう



警察常任委員会で愛媛県警察本部を視察。先進的自転車条例の運用実態を調査(2月7日)

2月定例県議会終了

平成29年2月24日から3月28日まで開催された2月定例県議会は平成29年度福岡県一般会計予算や平成28年度福岡県一般会計補正予算など合計81議案を可決し、33日間の会期を終了しました。

国の「不当なランク付け」撤廃

国庫補助負担金、保育所整備など、民進・県政クラブ県議団の提案実る

国から都道府県に対する国庫補助負担金のうち保育所等整備交付金など8件で、合理的な理由がないまま47都道府県への交付基準を4段階の地域区分に分ける「不当なランク付け」が行われていた問題で、国は平成29年度から地域区分を廃止する方針を決めました。

この問題はわが会派の政務調査で2016年6月に発覚。保育所等整備交付金などが、「A・B・C・D」の4段階の地域区分に分けられ、福岡県と徳島県、愛媛県、大分県がいずれも最も低い「Dランク」に位置付けられていました。

わが会派は6月県議会で、小川洋知事に対し「不当と言わざるを得ず、県内の事業者が多大な不利益を受けてきている」と指摘。知事も「Dランクは納得しがたい。関係省庁への提言・要望などの機会を通じ、交付基準が見直されるよう要請していく」と応じ、直ちに厚生労働省と文部科学省に見直しを強く求め、野田国義参議、古賀之士参議も国会で質問。私自身も昨年11月18日に上京し両省に対し強く改善を求めました。その結果、両省は2017年度から8件の国庫補助負担金の交付基準の地域区分を撤廃し、補助基準額は全ての都道府県で現行の「Aランク(最も高い区分)」を適用することを決定しました。

不当なランク付けがあった項目

- | | |
|------------------|--------------------|
| ①認定こども園施設整備交付金 | ⑤次世代育成支援対策施設整備費交付金 |
| ②医療施設等施設整備費補助金 | ⑥地方改善施設整備費補助金 |
| ③医療提供体制施設整備交付金 | ⑦社会福祉施設等施設整備費補助金 |
| ④保健衛生施設等施設整備費補助金 | ⑧保育所等整備交付金 |

保育所等施設整備事業交付基準額表(別表2-2 改築、定員増なし)28年度(単位:千円)

例)	Aランク地域	Dランク地域	差額(A-D)
定員101~130名	都市部 113,500	都市部 98,200	都市部 15,300

※平成28年4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用しその他の市町村については標準の基準額を適用する。



公立小中高の教員採用受験年齢 一律59歳に引き上げへ

県教育委員会は、さる2月14日、来年度の公立小中高校の教員採用試験の受験年齢を見直し、現行の採用試験では、現職教員や講師経験者では50歳、一般では40歳とされている受験年齢の上限を引き上げ、一律59歳以下まで受験できるようにすると発表しました。

この間わが会派は、経験豊かな正規教員を確保し、多様な人材や優秀な人材を確保する制度の改正が必要であり、すでに教員採用試験において18県10政令市が年齢の上限を撤廃していると指摘し、度々採用年齢引き上げを提案してきましたが、ようやく来年度から教員採用試験の受験年齢の上限が引き上げられることになったものです。

このことは、昨年6月議会で、「学校の正職員比率を

平成35年度までに96.2%まで改善(平成28年度現在87.6%)する」ことを実現したわが会派の取り組みに続き、今回の県教委の決断は高く評価できるものです。

さらに、今回の見直しでは、他県の現職教員に対しては、実技試験、模擬授業、専門科目等のテストが免除されることになりました。このことで、他の都道府県に勤務する現職教員の本県へのUターン、Iターンが増加することが期待されます。

受験年齢		
平成29年度試験より	一律59才以下	
これまで	現職教員・講師経験者 50才まで	一般40才まで

講師の採用条件や講師の給与は改善されず

しかしながら、今回の見直しでは、講師に対しては、前歴や経験を考慮した試験科目の免除の拡大などの見直しは一切なされていません。さらに学校現場における非正規教員、いわゆる講師についても、処遇の改善が急務です。

例えば、大学卒業後すぐに教職に就き、現在40歳の教員の給与月額が35万3,200円ですが、一方、この間

一貫して講師として勤務した場合にはこの額が27万1,800円と、8万1,400円の差が生じます。私たちは、学校現場で現職教員同様、学級担任や部活指導を含め、正規教員と変わらない勤務をしている以上、講師の給料を上げるべきだと考えますが、残念ながら今回は実現できませんでした。今後もねばり強く改善を求めていきます。

福岡県自転車条例制定

この間、わが会派が本会議で、その制定を求め、所管の委員会で議論してきた「福岡県自転車の安全で適切な利用の促進に関する条例」が今議会で可決制定されました。

この条例は歩行者、自転車及び自動車等が安全に通行し、県民が安心して暮らす事が出来る地域社会の実現のため、県や自転車利用者等の責務等を明らかにしています。ただ罰則のない理念条例のため、ヘルメット着用の記載を見送り、また自転車損害賠償保険への加入を努力義務としています。

しかし、この条例化をきっかけにして、県の損保協会が年間掛金1,000円～1,500円で自転車損害賠償保険を開発していますので、この2つの点については今後、条例に加えるよう、引き続き取り組んでいきます。

自転車関連の交通事故分析(平成28年12月末現在)

発生状況

- 発生件数 : 5,131件(前年同期比 -644)
- 死者数 : 19人(前年同期比 +7)
- 負傷者数 : 5,087人(前年同期比 -633)
- 対歩行者事故 : 91件(前年同期比 -35)
- 対自転車事故 : 59件(前年同期比 -5)

時間帯別

- 16時～18時 : 893件で全体の約2割(17.4%)

年齢別

- 10歳代 : 1,482件
- 20歳代 : 953件 で全体の約半数(47.5%)

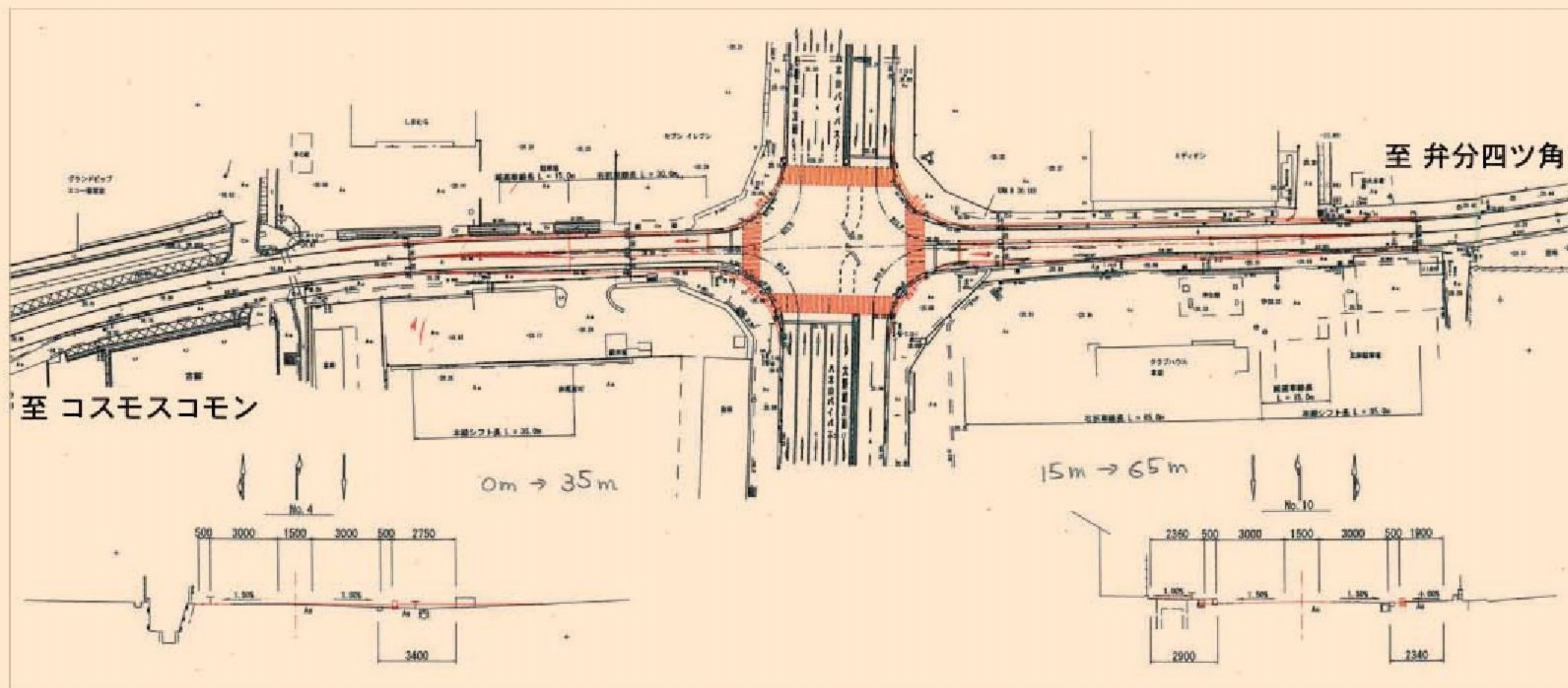
職業別

- 学生(小・中・高・大学生・その他学生)による事故が1,874件で全体の約4割(36.5%)

弁分交差点の県道側右折帯の新設及び延長工事が進行中です

国道200号線と県道が交差する弁分交差点は、朝夕の渋滞が慢性化していますが、平成29年3月にクラブハウス側の右折帯を15mから65mに延長する

工事が完了し、赤尾建材側は平成29年度予算で35mの右折帯が新設されることになっています。



発達障がい者支援センター2ヶ所増設へ、9月のわが会派代表質問で問題提起

2005年4月に施行された発達障がい者支援法は、それまで既存の障がい者福祉制度の谷間に置かれていた自閉症・学習障がい・注意欠陥多動性障がいなどを「発達障がい」と総称し、それぞれの障がい特性やライフステージに応じた発達障がい者の支援を行政の責務としています。現在、本県には田川市と広川町に支援センターがありますが、両センターが平成27年度の1年間、関係機関5,326ヶ所から、相談を受けたり、情報提供を行うなどの連携をとった

件数は、延べ444件に留まっています。わが会派はこれで、中核センターとしての機能を果たせていると言えるのか、両センターの大幅な職員の増員とともに、発達障がい者支援センターの更なる増設が必要ではないかと考え、昨年9月議会の代表質問で、センター増設の必要性を厳しく指摘しました。その結果、平成29年度予算に福岡、北九州に各1ヶ所、支援センターが新設されることになりました。

八木山バイパス4車線化議員連盟発足、会長を務めることになりました。

筑豊地区の振興に大きな役割を果たしている国道201号のバイパスである八木山バイパスは、2014年10月から無料化されています。しかし、バイパスはそれまで一日約1万台だった通行量が約2万5,000台に増加し、交通渋滞の慢性化で交通事故件数は年間10件程度だったものが、2015年度には34件も発生しています。その原因の多くが八木山バイパス区間のみが対面通行のためです。道路の新設や拡幅・改良は、用地買収や予算・優先度の関係があって、

完成には長い時間を要します。今般、八木山バイパスの4車線化を早期に実現するため、平成28年12月20日に、「福岡県議会八木山バイパス4車線化議員連盟」が発足し、私が会長を務めることになりました。早速、平成29年1月12日に国土交通省北九州国道事務所、1月23日に国土交通省に対する早期着工を求める要請行動を行いました。今後も八木山バイパスの早期4車線化に全力で取り組みます。

PHOTO 吉村敏男 GRAFFITI



△ 会派視察／119番多言語通訳調査
(筑後地域消防指令センター 2月17日)



△ 飯塚市立小中一貫校幸袋校落成式(3月12日)



△ 九州の自立を考える会総会での挨拶(サンヒルズホテル 3月2日)



△ 2017アジアンビート・FACO Kawaii大使 県議会来訪
(ベトナム2名、タイ2名、台湾2名、中国2名)(3月16日)



△ 八木山バイパス4車線化議員連盟で、国土交通省武藤事務次官に要請行動(1月23日)



△ 飯塚市新庁舎落成式(3月4日)



△ 八木山バイパス4車線化
議員連盟で国土交通省北九州国道事務所へ要請行動(1月12日)

吉村敏男 事務所



Facebook始めました。「吉村敏男」で検索してください。

〒820-0082 飯塚市若菜52-1
Tel.0948(23)1210 Fax.0948(25)6071

お願い

個人情報保護法が施行され、個人情報の管理が厳しく制限されるようになりました。その結果、事務所として冠婚葬祭における祝電、弔電などが把握できず、大変失礼をいたしております。友人、知人、親族等の冠婚葬祭等がございましたら、ぜひ、御一報くださいますようお願いいたします。